

氏 名	ひがし たに さとし 東 谷 智
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 259 号
学位授与の日付	平 成 15 年 11 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	近世における武家奉公人の賦課・負担の構造

論文調査委員 (主 査) 教 授 藤 井 讓 治 教 授 勝 山 清 次 助 教 授 高 橋 秀 直

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近世における武家奉公人の賦課・負担システムの構造を明らかにした研究である。

序章ではこれまでの武家奉公人研究の問題点を明らかにし、それを克服する研究の分析視角を設定する。武家奉公人については古くから検討がなされており、多くの研究蓄積がある。近年は、より精緻な実証に基づいた研究成果が出されてきている。現在の研究動向を規定したのは、「譜代から出替へ」という言葉に象徴される1960年代の研究である。そこでは、周辺地域から江戸へ流入した都市下層民を雇用することにより譜代から出替へと奉公人の形態が移行していくという理解が通説化した。

その後、政策的な側面からの分析により、幕府が都市と農村との間を武家奉公人を循環させる政策をとっていたことを明らかにした研究や、都市における「日用」層に注目し、江戸と農村とをめぐる循環構造、および江戸における「日用」層の滞留構造を指摘した研究が出された。以後、武家奉公人の供給構造を解明する研究が主流となっており、領主の労働力需要を都市における「日用」層が支えていたとの見通しから、武家奉公人の雇用労働的側面からの研究が中心となっている。

一方、武家奉公人の起源は夫役であるが、実際には領民が領主へ負担すべき夫役が代替されていることは、従来から指摘されている。近年の研究は、役を代替して実際に役に出る者の供給構造を雇用労働の側面からのみ分析しており、本来的に役を負担する者との関係や、その関係の歴史的展開は全く検討がなされていない。

上記のような問題点を克服するため、本論文での分析視角を以下のように設定した。武家奉公人を賦課する領主の側からみると、A武家奉公人の現夫による負担を前提として賦課する形態と、B領主が武家奉公人を直接雇用し、賦課しない形態とがある。武家奉公人を負担する側からみればI実際に現夫で武家奉公人を負担する形態、II村による役代用のための雇用による負担形態、III領主への代銀納による負担形態、の三形態があった。以上A、BおよびIからIIIの組合わせに留意しつつ賦課・負担の形態はA-I、A-II、B-IIIの三つに類型化できる。したがって、本論考では、三つの類型の差異に留意した検討によって武家奉公人の賦課・負担の形態をまとめると、武家奉公人の賦課・負担システムの展開を検討し、近世における武家奉公人の賦課・負担システムの構造を解明することを課題とした。

第一部「越後長岡藩における武家奉公人の賦課・負担システム」は、越後長岡藩の充人という武家奉公人を素材として、その賦課・負担システムの展開を明らかにした研究である。

第一章「宝暦期から安永期における武家奉公人の賦課・負担システム」では、①宝暦13年(1763)年時点で、長岡藩は藩領へ武家奉公人を賦課し、村々がそれを負担していたこと、つまり長岡藩は武家奉公人の現夫徴発権を有し、村々は武家奉公人を調達する責任を有していたこと、②宝暦期以降、武家奉公人の調達の際、村が武家奉公人を確保するため規定以上の給米が必要となり、その結果、賦課・負担システムが機能不全におちいり、③明和年間(1764~1772)には村々の武家奉公人調達を郡奉行の管理下に置くというシステムを採用したこと、④安永年間(1772~1781)には、充人に関する行政が割元へ委任され、システムが転換したこと、⑤安永期のシステム転換において、長岡藩は藩領からの現夫徴発権の放棄を指向せ

ず、藩領もそれを求めていること、などを明らかにした。

第一章の補論「長岡藩充人の与荷米について」では、村から武家奉公人への給米は藩領全体の村々が負担していたことを確認した。

第二章「天明から天保期における賦課・負担システム」では、①第一章で指摘した安永期のシステム転換以後も、「買切充人」「鬨人」という割元管轄外の武家奉公人が少数存在していたこと、②「買切充人」は天明期（1781～1789）に解消され、「鬨人」は文政期（1818～1830）まで問題化せず、システムが安定的に運用されていたこと、③文政期に問題化した「鬨人」は天保4年（1833）に廃止され、一部の武家奉公人については藩領の調達責任がなくなったこと、④天保11年の領地替えを契機として、藩領が調達責任を有する「扱人」によって賦課・負担システムが運用されていったこと、⑤幕末に至るまで長岡藩は藩領からの現夫徴発権の放棄を指向せず、藩領もそれを否定しようとしていないこと、などを明らかにした。

第三章「地方支配の変容と割元」では、①長岡藩では、17世紀末から藩財政が窮乏しており、財政再建を目指した政策が行われる過程において、宝暦期に藩政が転換したこと、②藩政の転換以前は家中の成立を目的とした藩・家中レベルの財政再建策であり、藩士による支配の強化策が採られたこと、③藩政の転換以後は、在地レベルを含む財政再建策が行われ、割元へ一部の行政を委任することによって支配を成り立たせたこと、④宝暦期における藩政の転換は、割元の位置付けの変化という地方支配機構の改変を核としており、藩と藩領を含む財政再建築の実現を目的としていたこと、などを明らかにした。そして、第三章で明らかにした長岡藩の藩政の展開のなかに、第一章・第二章で明らかにした充人の賦課・負担システムの展開を位置づけた。

第二部「江戸屋敷における武家奉公人の賦課・負担システム」では、江戸屋敷における武家奉公人の賦課・負担システムについて検討した。

第一章「近世初期における幕府の武家奉公人政策について―「一季居」禁令の再検討を中心に―」では、①従来の研究では「一季居」禁令を根拠として、近世初期に幕府は、都市からの雇用によって江戸屋敷の武家奉公人を調達することを推進する政策をとっていたことが指摘されており、江戸屋敷武家奉公人を江戸およびその周辺地域から雇用するという調達構造の分析が主要な研究動向となったこと、②従来の研究史では、「一季居」禁令を解釈する前提となる禁令の対象や伝達経路の分析などが欠けており、禁令自体の再検討が必要なこと、③再検討の結果、「一季居」禁令が旗本を対象とした法令ではなく、江戸の町方と周辺の村方を対象とした法令であったこと、などを明らかにした。

第二章「江戸旗本屋敷における武家奉公人の賦課・負担システムについて」では、旗本瀧川氏の江戸屋敷における武家奉公人のうち、所領である近江国蒲生郡蒲生堂村の事例を検討した。そこでは、①旗本瀧川氏は蒲生堂村に対して武家奉公人を賦課し、蒲生堂村がそれを負担していたことが近世中後期に確認でき、旗本瀧川氏が現夫徴発権を有し、所領の蒲生堂が調達責任を有していたこと、②蒲生堂村は、奉公人調達のため村から武家奉公人への合力米を支給して武家奉公人を調達していたこと、③蒲生堂村は本来的な負担でない合力米の廃止を求め、瀧川氏は享保7年（1722）に合力米を廃止し、拝借米政策を実施したこと、④拝借米政策の行き詰まりをうけ、安永3年（1774）以降、蒲生堂村が調達責任を果たせるよう、瀧川氏の領地である美濃国の村々から武家奉公人を瀧川氏の役人が蒲生堂村へ斡旋することが始まったこと、などを明らかにし、旗本瀧川領において現夫徴発権の維持が領主・領民の双方からなされようとしたことを論じた。

終章では本論文の主張点と課題を示した。

本論文の主張点は以下の3点である。1点目は、長岡藩においても旗本瀧川領においても、領主の現夫徴発権の維持が図られていたという点である。この点は本論文における最も主要な主張点であり、従来の研究とは大きく異なる点である。2点目は、領主の現夫徴発権を維持するための施策は、領主・領民双方の働きかけの中から形成されたという点である。3点目は、領主の現夫徴発権を維持する施策が実行されていく過程で、領主の支配が質的に変化した点である。

また、本論文が用いた分析視角は、従来の研究史の持つ問題点を克服する点で有用である。従来の武家奉公人研究は、専ら労働市場との関わりで立論されており、武家奉公人の供給構造を明らかにするという点では一定度成功したが、現在蓄積されている近世史研究の豊かな成果と切り結ぶことは十分には成功していない。本論文の主張点は、藩政改革論や地域社会論、中間支配機構論など、豊富な研究成果との接合が可能であり、近世社会を考える上で、武家奉公人が重要な素材となる。

この点については本論文では十分に展開できず、今後事例の豊富化、およびその比較検討が必要となり、これらは残され

た課題である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、越後国長岡藩領、旗本瀧川氏領近江国蒲生堂村を分析対象として、日本近世社会における武家奉公人の賦課・負担システムの展開を明らかにし、その歴史的な位置づけを試みたものである。全体は2部5章に分かれたり、序章と終章が配されている。序章では、研究史を総括し、課題を提示する。第一部では越後国長岡藩で「充人」と呼ばれた武家奉公人を素材とし、その賦課・負担システムの展開を、第二部では、江戸屋敷における武家奉公人の賦課・負担システムを幕府法令の展開と旗本瀧川氏を事例に分析する。

近世の武家奉公人の研究は、1960年代に一つの到達点を迎えた。そこでは、武家奉公人は、周辺地域から江戸に流入してきた都市下層民を雇用することにより、江戸時代前期に譜代奉公から出替奉公へとその形態を転換したとされてきた。しかし、その具体像は十分なものではなかった。1980年代に近世都市構造の研究が進展し、江戸における「日用」層の存在に焦点があてられ、巨大都市における労働力のあり方の解明が進んだ。この研究動向のなかから武家奉公人についても論じられるようになり、その供給源として都市における「日用」層が注目された。そこでは雇用労働力あるいは労働市場の存在が問題とされたが、武家奉公人の前提となる百姓課役としての側面が等閑視されてきた。本論文は、この武家奉公人の百姓課役としての側面に注目し、その賦課・負担システムの展開を具体的に明らかにしたものである。

第一部第一章「宝暦期から安永期における武家奉公人の賦課・負担システム」では、18世紀中葉の宝暦13年（1763）時点で、長岡藩が藩領に充人と呼ばれた武家奉公人を賦課し、それを村々が負担していたことを明らかにし、長岡藩が武家奉公人を現夫で徴発する権限を保持し、また村々がそれを調達する責任を有していたことを確定する。また、宝暦期以降、村が武家奉公人を確保するため規定以上の給米が必要となり、その結果、賦課・負担システムが機能不全におちいり、明和年間（1764～1772）、村々の武家奉公人調達が郡奉行の管理下に置かれ、さらに安永年間（1772～1781）には充人に関する行政が割元へ委任されたことを明らかにした。

第二章「天明から天保期における賦課・負担システム」では、安永期以降、このシステムは比較的安定して運用されていたが、文政期（1818～1830）に問題化した調達法の一つである「鬪人」が天保4年（1833）に廃止され、一部の武家奉公人については藩領の調達責任がなくなったこと、さらに天保11年の領地替えを機に藩領が調達責任を有する「扱人」による賦課・負担システムが採用されたこと、などを明らかにした。

第三章「地方支配の変容と割元」では、17世紀末から長岡藩財政の窮乏化が進むなか、宝暦期に藩政改革が実施され、藩政は、それ以前の家中成立を目指した藩・家中レベルの財政再建策から在地レベルを含む財政再建策へと大きく転換したこと、そのなかで割元へ一部の行政が委任されたことを明らかにし、第一章・第二章で明らかにした充人の賦課・負担システムの展開を、その動向のなかに位置づけた。

第二部第一章「近世初期における幕府の武家奉公人政策について」では、幕府の出した「一季居」禁令の対象や伝達経路を詳細に分析し、この禁令は、江戸の町方と周辺の村方を対象とした法令であることを明らかにし、旗本を対象としたものであるとしてきた従来の通説的見解を大きく転換させた。

第二章「江戸旗本屋敷における武家奉公人の賦課・負担システムについて」では、旗本瀧川氏が領地の蒲生堂村に対して武家奉公人を賦課し、それを蒲生堂村が負担していたこと、また蒲生堂村は奉公人調達のために武家奉公人への合力米を支給していたこと、享保7年（1722）に合力米が廃止され領主による拝借米政策が実施されたこと、さらに安永3年（1774）以降、蒲生堂村からの現夫調達が困難となったのに対し、瀧川氏の役人が瀧川氏の領地である美濃国の村々から武家奉公人を蒲生堂村に斡旋することが始まったことなどを明らかにした。

以上述べてきたように、武家奉公人を現夫で調達することは近世後期にはなくなるとする通説的理解を、本論文が、長岡藩や旗本瀧川氏領においてその存在を析出することによって改めた点が、まず注目される。さらに、こうした事実の指摘にとどまらず、その賦課・負担の具体的ありようと、その変遷を明らかにし、藩政全体の動向のなかにそれを位置づけたことは、今後の武家奉公人研究の一つのモデルともなり、高く評価すべきものである。しかし、問題がないわけではない。その一つは、長岡藩における武家奉公人賦課の成立過程が明確ではないことであり、また充人として出る百姓の存在形態が十分

には分析されていないことがある。しかし、これらの問題は、論者の今後の努力によって克服されるべきものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2003年9月5日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。